

2023年2月1日
東京電力HD(株)

福島第二原子力発電所 枢要設備に係る核物質防護規定の変更について

1. はじめに

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及び「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」においては、交流電源を供給する全ての設備、発電用原子炉施設を冷却する全ての設備及び使用済燃料貯蔵槽を冷却する全ての設備のうち、妨害行為又は破壊行為により、発電用原子炉施設又は使用済燃料貯蔵槽を冷却する機能が喪失し、発電用原子炉内又は使用済燃料貯蔵槽内の特定核燃料物質を、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所の外に漏出させることとなるおそれがある設備を枢要設備に設定し、防護措置を講ずることが要求されている。

福島第二原子力発電所においては、この要求に対する評価に基づき、枢要設備を設定するとともに防護措置を講じてきたが、現在は廃止措置計画の認可を受けている等、発電所の状況が変化していることから、核物質防護規定における枢要設備の変更を行うことを検討している。

2. 核物質防護規定の変更内容

3S(原子力安全、核セキュリティ、保障措置)の調和を前提に、2017年度第45回原子力規制委員会臨時会議(2017年10月23日開催)において示された「実用発電用原子炉施設に係る廃止措置に伴う防護措置の変更認可に関する対応方針について」の「1.(2)解除又は変更を認める防護措置」に基づき、枢要設備の防護措置について解除することとする。

以上